

## 安全データシート (SDS)

## 1 化学品及び会社情報

## 化学品の名称

製品名 三酸化アンチモン  
製品コード

## 会社情報

供給者の会社名称 東湖産業株式会社  
担当部署 生産部  
住所 〒521-0031 滋賀県米原市一色 50-3  
電話番号 0749-54-1301  
Fax 番号 0749-54-2872  
電子メールアドレス touko-s@soleil.ocn.ne.jp  
緊急連絡電話番号 0749-54-1301

## 推奨用途

樹脂の難燃助剤、顔料、触媒、ガラス清澄剤等

## 使用上の制限

上記の用途以外の使用はしない。

## 2 危険有害性の要約

## GHS 分類

## 物理化学的危険性

分類できない

## 健康有害性

発がん性 区分 1A  
特定標的臓器毒性 (単回ばく露) 区分 2 (呼吸器)  
特定標的臓器毒性 (反復ばく露) 区分 1 (呼吸器)

## 環境有害性

分類できない

## GHS ラベル要素

## 絵表示



## 注意喚起語

危険

## 危険有害性情報

発がんのおそれ  
呼吸器の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害

### 注意書き

#### [安全対策]

使用前に取扱説明書を入手すること。  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。  
 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。  
 取扱い後はよく手を洗うこと。  
 この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。  
 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

#### [応急処置]

ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。  
 気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。

#### [保管（貯蔵）]

施錠して保管すること。

#### [廃棄]

内容物／容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に依頼して廃棄すること。

### 他の危険有害性

情報なし

### 重要な徴候及び想定される非常事態の概要

発がんのおそれ

呼吸器の障害のおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害

## 3 組成及び成分情報

### 化学物質・混合物の区別

化学物質

### 組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 番号	官報公示 整理番号 (化審法・安衛法)	濃度又は濃度範囲 (wt%)
三酸化アンチモン*	1309-64-4	1-543	≥ 99.5

\*化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質

### 不純物の組成及び成分情報

化学名又は一般名	CAS 番号	官報公示 整理番号 (化審法・安衛法)	濃度又は濃度範囲 (wt%)
ヒ素**	7440-38-2	-	≤ 0.1
鉛***	7439-92-1	-	≤ 0.1

\*\*化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質

\*\*\*化学物質排出把握管理促進法 第1種指定化学物質(2023年3月31日まで)、特定第1種指定化学物質(2023年4月1日以降)

**GHS 分類に寄与する成分**

三酸化アンチモン、ヒ素

---

**4 応急措置**

---

**ばく露経路による応急措置**

吸入した場合	被災者を空気の新鮮な場所に移す。医師の診断／手当を受けること。
皮膚に付着した場合	皮膚を流水で洗い、必要に応じて汚染された衣服を取り除く。医師の診断／手当を受けること。
眼に入った場合	眼、まぶたのすみずみまで洗浄する。医師の診断／手当を受けること。
飲み込んだ場合	直ちに医師の手当を受ける。

**急性症状の最も重要な徴候症状**

呼吸器の障害のおそれ

**遅発性症状の最も重要な徴候症状**

発がんのおそれ

長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害

**応急措置をする者の保護に必要な注意事項**

救助者は、状況に応じて適切な眼、皮膚の保護具を着用する。

**医師に対する特別な注意事項**

情報なし

---

**5 火災時の措置**

---

**適切な消火剤**

水、粉末消火剤、炭酸ガス

**使ってはならない消火剤**

情報なし

**火災時の特有の危険有害性**

三酸化アンチモンの粉じんが発生する。

**特有の消火方法**

火元への燃焼源を断ち、消火剤を使用して消火する。  
延焼の恐れのないよう水スプレーで周囲のタンク、建物等の冷却をする。  
消火活動は風上から行う。  
火災場所の周辺には関係者以外の立ち入りを規制する。  
危険でなければ火災区域から容器を移動する。

**消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置**

周辺火災の場合は、速やかに安全な場所に移す。保護具を着用し、風下で作業はしない。

---

## 6 漏出時の措置

---

### 人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業時は、必ずばく露防止の保護具を着用する。風下で作業しない。

### 環境に対する注意事項

漏出物が公共水域に排出されないよう注意する。

### 封じ込め及び浄化の方法及び機材

少量の場合；ほうき等で掃き寄せ、容器に回収して産業廃棄物として処理する。

大量の場合；飛散したものは空容器に可能な限り回収し、残留分は、注意深く完全に集め、産業廃棄物として処理する。

### 二次災害の防止策

飛散した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。

すべての発火源を速やかに取り除く（近傍での喫煙、火花や火炎の禁止）。

排水溝、下水溝、地下室あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。

---

## 7 取扱い及び保管上の注意

---

### 取扱い

技術的対策

「8 ばく露防止及び保護措置」に記載の措置を行い、必要に応じて保護具を着用する。

安全取扱注意事項

医薬用外劇物であり、毒物及び劇物取締法に則した取扱い方法による。

取扱い時には保護具を着用して、眼、口、皮膚への接触を防ぐ。

取扱いは、通気性をよくして、局所排気装置・集塵機を設置する。

取扱い時は、粉じんを飛散させないように注意する。

接触回避

水素ガス、塩素、四塩化炭素、フッ化臭素との混触を避ける。混触すると有毒性のガスを発生する。

衛生対策

取扱い後は、手、顔等をよく洗う。

指定された場所以外では、飲食、喫煙を行ってはならない。

### 保管

技術的対策

保管場所には危険・有害物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な照明及び換気の設備を設ける。

混触禁止物質

水素ガスと混触すると有毒性のスチビン（ $\text{SbH}_3$ ）を発生する。塩素と四塩化炭素と混触すると有害性の五塩化アンチモン（ $\text{SbCl}_5$ ）と有毒性のホスゲン（ $\text{COCl}_2$ ）を発生する。フッ化臭素と混触すると有害性のフッ化アンチモン（ $\text{SbF}_3$ ）、臭素（ $\text{Br}_2$ ）を発生する。

保管条件

医薬用外劇物であり、毒物及び劇物取締法に則した保管

方法による。保管場所には、盗難又は紛失を防ぐ措置を講じる。保管場所には、医薬用外劇物の表示を行い、他のものと明確に区別して保管する。吸湿を避ける為、湿度の低い換気のよい場所に保管し、開封状態での保管は避ける。

水素ガス、塩素、四塩化炭素、フッ化臭素などの混触禁止物質と同じ場所で保管しない。

安全な容器包装材料

包装等級Ⅲに適合した包装容器を使用する。容器は容器試験基準に適合していることを自主確認する（毒物及び劇物の運搬容器に関する基準）。

## 8 ばく露防止及び保護措置

### 管理濃度

0.1 mg/m<sup>3</sup>（三酸化アンチモン、アンチモンとして）

0.003 mg/m<sup>3</sup>（砒素及びその化合物、アルシン及び 砒化ガリウムを除く。）

0.05 mg/m<sup>3</sup>（鉛及びその化合物）

### 許容濃度（ばく露限界値、生物学的指標）

ACGIH TLV-TWA (2022)

0.02 mg/m<sup>3</sup>（インハラブル粒子）（三酸化アンチモン）

0.01mg/m<sup>3</sup>（ヒ素）

0.05mg/m<sup>3</sup>（鉛）

ACGIH TLV-STEL (2022)

設定されていない

日本産業衛生学会（2021）

0.1 mg/m<sup>3</sup>（三酸化アンチモン）

0.3～3 μg/m<sup>3</sup>（ヒ素）（過剰発がん生涯リスクレベル 10<sup>-4</sup>～10<sup>-3</sup> 発がんに関与する物質のすべてが同定されているわけではない）

0.03 mg/m<sup>3</sup>（鉛）

### 設備対策

通気性をよくして、局所排気装置・集塵機を設置する。

洗顔設備、洗眼設備、シャワー設備を設ける。

### 保護具

呼吸用保護具

防塵マスク

手の保護具

ゴム又はビニール手袋

眼及び/又は顔面の保護具

普通型保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具

長袖の作業衣

### 特別な注意事項

情報なし

## 9 物理的及び化学的性質

物理状態

固体（微粉末）

色

白色

臭い

無臭

融点／凝固点	656°C
沸点又は初留点及び沸騰範囲	1425°C
可燃性	不燃性
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	非爆発性
引火点	不燃性
自然発火点	不燃性
分解温度	情報なし
pH	情報なし
動粘性率	該当しない
溶解度	水：1.86 mg/L (20～25°C) 塩酸、酒石酸、酢酸、苛性アルカリ等には、可溶
<i>n</i> -オクタノール／水分配係数 (log 値)	情報なし
蒸気圧	133 Pa (= 1 mmHg) (574°C)
密度及び／又は相対密度	相対密度：5.2 g/cm <sup>3</sup> (20°C)
相対ガス密度	該当しない
粒子特性	情報なし

## 10 安定性及び反応性

反応性	常温、常圧の通常状態下では安定である。
化学的安定性	常温、常圧の通常状態下では安定である。
危険有害反応可能性	水素ガスと混触すると有毒性のスチビン (SbH <sub>3</sub> ) を発生する。塩素と四塩化炭素と混触すると有害性の五塩化アンチモン (SbCl <sub>5</sub> ) と有毒性のホスゲン (COCl <sub>2</sub> ) を発生する。フッ化臭素と混触すると有害性のフッ化アンチモン (SbF <sub>3</sub> )、臭素 (Br <sub>2</sub> ) を発生する。
避けるべき条件	粉じんの発生を避ける。 水素ガス、塩素、四塩化炭素、フッ化臭素との混触を避ける。混触すると有毒性のガスを発生する。
混触危険物質	水素ガスと混触すると有毒性のスチビン (SbH <sub>3</sub> ) を発生する。塩素と四塩化炭素と混触すると有害性の五塩化アンチモン (SbCl <sub>5</sub> ) と有毒性のホスゲン (COCl <sub>2</sub> ) を発生する。フッ化臭素と混触すると有害性のフッ化アンチモン (SbF <sub>3</sub> )、臭素 (Br <sub>2</sub> ) を発生する。
危険有害な分解生成物	三酸化アンチモンの粉じんが発生する。

## 11 有害性情報

### 製品の有害性情報

急性毒性 (経口)	ヒトの疫学事例で、死亡がみられており、ヒト健康に対する急性的な懸念が示唆され、ある状況下ではヒトの死亡がみられたため、区分に該当しない。 ラット LD <sub>50</sub> > 34,600 mg/kg
急性毒性 (経皮)	情報なし
急性毒性 (吸入：ガス)	GHS の定義による固体であるため、ガスの吸入は想定されず、区分に該当しないとした。

急性毒性（吸入：蒸気）	情報なし
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	情報なし
皮膚腐食性／刺激性	汗で湿った部位への反復または長期間の皮膚との接触は皮膚炎を起こすことがある。“アンチモン斑”として知られる皮膚炎は痒みののち発疹を起こすことがある。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	「ウサギの眼に 100 mg 投与で軽度の（mild）刺激性」との試験結果に基づき「区分 2B」と分類されている。一方、パブリックコメントの文献には、OECD テストガイドラインに従った GLP 試験機関のウサギを用いた試験結果から「刺激性なし（non-irritating）」と明示されている。即ち、ウサギを用いた試験で陽性と陰性の 1 例ずつが存在する。 ここで、前者の陽性結果の試験は 1972 年に行われたものであり、用いた物質の性状や症状の詳細は不明である。これに対して、後者の陰性結果の試験は、2002 年の OECD テストガイドラインに則って行われたものであり、物質の由来と性状や発生した症状の詳細が報告されている。従って、試験の信頼性は後者の陰性結果が優ると考えられる。区分に該当しない OECD ガイドラインに基づくウサギでの眼刺激性はない。
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：OECD ガイドラインに基づくモルモット試験で感作性はない。 皮膚感作性：OECD ガイドラインに基づくモルモット試験で感作性はない。
生殖細胞変異原性	生殖細胞 <i>in vivo</i> 経世代変異原性試験なし、生殖細胞 <i>in vivo</i> 変異原性試験（染色体異常試験）陰性であり、体細胞 <i>in vivo</i> 変異原性試験（染色体異常試験）については結果（1 回投与で陰性、21 日目までの投与で骨髄の染色体が変化する割合が増加）を陰性と判断し、区分に該当しないとした。
発がん性	三酸化アンチモン粉じんの過剰な吸入によってヒトに対する発がん性の恐れがある。 IARC（国際がん研究所）：グループ 2B；ヒトに対して発がん性があるかもしれない。 EU（欧州連合）：カテゴリ 3；発がん影響を及ぼす可能性があるためヒトに対して懸念されるが利用できる情報が十分な評価を行うためには適切でない物質。 ACGIH（産業衛生専門家会議）：取扱い、使用面ではがん原性分類はされていない。Sb <sub>2</sub> O <sub>3</sub> 製造工程のみ A2；ヒトに対して発がん性が疑われる物質 EPA（米国環境保護庁）：がん原性分類はされていない。 NTP（米国国家毒性プログラム）：がん原性分類はされていない。 日本産業衛生学会：第 2 群 B；ヒトに対しておそらく発がん性があると考えられる物質の内、その証拠が比較的十分でない物質。 区分 1B

## 生殖毒性

本物質（三酸化二アンチモン）自体の生殖発生毒性試験は、生殖毒性1件、発生毒性2件の計3件の報告がある。生殖毒性については、雌ラットを用い、交配前1.5～2ヵ月より、無処置の雄との交配、妊娠期間を通じ出産の3～5日前まで吸入ばく露した試験で、妊娠率の低下、同腹仔数の減少が見られ、受胎能に悪影響を及ぼす可能性が示された。しかし、吸収または胎仔死亡の発生率のデータがなく、1用量（ダスト：250 mg/m<sup>3</sup>）のみの試験で対照群での形態学的検査が実施されていないなど、試験条件全体が不明瞭で、試験物質の純度、粒径等も不明なため、この試験の結果から結論は得られず、リスク評価には使用できないと述べられている。一方、発生毒性については、ラットの妊娠期間中（21日間）に吸入ばく露した試験で、母動物の体重変化に影響はなく、着床前後の子宮内胚・胎児死亡率の増加がみられたが、試験物質が酸化アンチモンと伝えられているのみで純度や粒径、試験条件等の報告もなく、試験物質に関する情報を欠くため、この試験は確定的ものではないと結論されている。唯一、残り1件の発生毒性試験（OECD TG 414）において、2.6～6.3 mg/m<sup>3</sup>の濃度で吸入ばく露により、母動物に一般毒性が観察された一方、催奇形性を含め発生毒性は認められなかったと報告されているが、分類ガイダンスの変更もあり、この結果のみでは分類できない。前述のように性機能・生殖能に対する影響について、評価に耐える生殖毒性試験のデータがなく、データ不足のため「分類できない」とした。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

呼吸器の障害のおそれ。区分2（呼吸器）

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

ヒトについては「胸部レントゲン検査で肺炎が確認された」、「アンチモン塵肺症が見られさら塵肺症が疑われた」、「胸部レントゲン像異常とアンチモンの肺内残留と曝露期間の関係を報告した」、「浸潤状に広がった直径1 mm未満の斑状陰影の存在とそれの肺中葉部への集積」等の報告があり、実験動物では「剖検では肺の色調変化がみられた。粒子含有食細胞、変性食細胞、肺胞壁内の細胞層が観察された」、「間質性線維化、肺胞上皮細胞の肥大及び過形成」、「肉芽腫様炎症および肉芽腫」、「体重減少、肺の間質性線維化、肺胞上皮細胞の肥大及び過形成、立方及び円柱上皮化生、コレステロール裂」等の報告があることから、呼吸器及び消化器が標的臓器と考えられた。なお、実験動物に対する影響は、区分1に相当するガイダンス値の範囲でみられた。区分1（呼吸器）情報なし

誤えん有害性

## 不純物の有害性情報

ヒ素

急性毒性（経口）

ラット LD<sub>50</sub> = 763 mg/kg

区分4

急性毒性（経皮）	情報なし
急性毒性（吸入：ガス）	GHSの定義による固体である。
急性毒性（吸入：蒸気）	情報なし
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	情報なし
皮膚腐食性／刺激性	無機ヒ素化合物として刺激性を示すとの報告があるがデータ不足で分類できない。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	無機ヒ素化合物はヒトに眼刺激性を示すとの報告がある。区分2
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：情報なし 皮膚感作性：砒素単体のデータはないが、無機ヒ素化合物としてヒトに皮膚感作性を示す可能性があるとしているが確定的な結論ではないことのヒトにおける報告”無機ヒ素の皮膚感作性の発現はまれである”ことから、データ不足のため分類できないとした。
生殖細胞変異原性	DFGではヒ素及び無機ヒ素化合物を生殖細胞変異原性カテゴリー3A（GHS区分1B～2相当）に分類している。
発がん性	ヒ素及びヒ素化合物はヒト発がん性物質に分類されている。区分1A
生殖毒性	砒素単体の知見は認められなかったが、ヒ素およびヒ素化合物についての、ヒトに関する報告”生殖への影響が示唆される”および動物での知見”母体毒性が認められる用量での胎児毒性および催奇形性”から区分2とした。なお、Catalog of teratogenic agentsには”無機ヒ素はヒトの催奇形性物質ではないとの結論を支持”との報告がある。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	砒素単体の単回ばく露による致死性以外のデータはみつからなかったが、ヒトでは、「ヒ素化合物のヒトでの急性毒性としては消化管、心血管系、神経、血液系の症状、結膜炎及び皮膚炎を生じさせるとともに鼻粘膜、咽頭、気管への刺激、ヘモグロビン塊の尿細管遮断による頻尿もしくは無尿症」、「骨髓機能抑制、肝臓肥大」等の報告がある。区分1（消化器系、循環器系、神経系、血液系、呼吸器、皮膚、腎臓、肝臓） なお、「元素としての砒素は水や体液に実質的に不溶であるため、毒性は低い。」との報告がある。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	砒素単体の反復ばく露によるデータはみつからなかったが、ヒ素及び無機ヒ素化合物に関するヒトにおける報告”胃腸管障害、神経障害、血液系への影響、心血管系、腎臓、肝臓の異常がみられた。標的臓器は胃腸管、心臓、脳及び腎臓である。皮膚、骨髓及び末梢神経系も影響を受ける”、加えて上部気道及び肺への影響との報告がある。区分1（消化器系、循環器系、神経系、腎臓、肝臓、血液系、呼吸器系、皮膚） なお、「元素としての砒素は水や体液に実質的に不溶であるため、毒性は低い。」との報告がある。
誤えん有害性	情報なし

## 鉛

急性毒性（経口）	情報なし
急性毒性（経皮）	情報なし
急性毒性（吸入：ガス）	GHSの定義による固体である。
急性毒性（吸入：蒸気）	情報なし
急性毒性（吸入：粉じん／ミスト）	情報なし
皮膚腐食性／刺激性	情報なし
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	情報なし
呼吸器感作性又は皮膚感作性	呼吸器感作性：情報なし 皮膚感作性：情報なし
生殖細胞変異原性	鉛関連労働者の末梢血リンパ球における染色体異常に関しては相反する結果が得られているが、鉛そのものに染色体異常／小核誘発作用があるとの報告がある。区分2
発がん性	IARC および日本産業衛生学会で 2B、ACGIH で A3、EPA で B2 に分類されている。区分2
生殖毒性	ヒトばく露例で精子形成に影響があるとの報告、女性職業ばく露例で排卵機能障害がみられたとの報告がある。区分 1A 新生児の認知機能発達障害との関連で流産増加との関連についての報告があるが、明確な結論はえられていない。
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	ヒトでの急性中毒では腎機能障害が認められたとの症例報告があるが、同じ出典に、その後の疫学調査では、腎障害は無かったとの報告があり、腎臓を標的臓器とするにはデータ不足であるため分類できないとした。
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	標的臓器は造血系、神経系、腎臓および心血管系であるとの報告、ヒトばく露例でヘム合成阻害、腎症、脳疾患が認められるとの報告、ヒトばく露例で末梢神経及び中枢神経機能に影響があるとの報告、ヒトばく露例で高血圧など心臓血管系に影響があるとの報告、ヒトばく露例で免疫抑制作用がみられるとの報告から、標的臓器は造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心血管系および免疫系と考えられ、いずれも区分1とした。甲状腺または副腎機能低下の症例報告があるとの報告があるが、いずれも1970年以前の症例報告で、その後は同様の報告がなく甲状腺に影響がないとの報告もあることから、甲状腺と副腎が標的臓器とは考えられなかった。
誤えん有害性	情報なし

## 12 環境影響情報

## 製品の環境影響情報

生態毒性	水生環境有害性 短期（急性） 魚類（ブルーギル）96時間 LC <sub>50</sub> > 530 mg/L 甲殻類（オオミジンコ）48時間 EC <sub>50</sub> = 506 mg/L
------	--

藻類 (*Pseudokirchneriella subcapitata*) 72時間 EC<sub>50</sub> > 2.87 mg/L

水溶解 = 2.76 mg Sb/L (pH 8、22.2°C調製水、7日間)

水生環境有害性 長期 (慢性)

魚類 (ファットヘッドミノー) 33~35日間 NOEC > 0.00898 mg/L

残留性・分解性	情報なし
生物蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	該当しない

### 不純物の環境影響情報

#### ヒ素

生態毒性	水生環境有害性 短期 (急性) 情報なし 水生環境有害性 長期 (慢性) L (E) C <sub>50</sub> ≤ 100 mg/L データが存在するものの、金属であり水中での挙動が不明であるため、区分4とした。
残留性・分解性	情報なし
生物蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	該当しない

#### 鉛

生態毒性	水生環境有害性 短期 (急性) 情報なし 水生環境有害性 長期 (慢性) 情報なし
残留性・分解性	情報なし
生物蓄積性	情報なし
土壤中の移動性	情報なし
オゾン層への有害性	該当しない

## 13 廃棄上の注意

### 化学品汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報 残余廃棄物

医薬用外劇物のため毒物及び劇物取締法に則した毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準による。

固化隔離法—セメントを用いて固化し、埋立て処分する。

沈殿法—希塩酸に溶かし、硫化ナトリウム水溶液を加えて、沈殿させ、濾過して埋立て処分する。(硫化アンチモン (III) を沈殿させる場合には適量 (理論量の 1.5~3 倍)の硫化ナトリウムを加える。硫化ナトリウムを理論量の 3 倍以上加えると沈殿が溶解するので注意する。)

### 汚染容器及び包装

当該製品の付着した使用済の紙袋等を焼却するとアンチモンの酸化物の煙霧を発生するので、洗浄装置のない焼却炉等で焼却しない。

---

## 14 輸送上の注意

---

### 国際規制

陸上輸送（ADR/RID の規定に従う）

国連番号	該当しない
品名（国連輸送名）	該当しない
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	該当しない
副次危険性	該当しない
容器等級	該当しない

海上輸送（IMO の規定に従う）

国連番号	該当しない
品名（国連輸送名）	該当しない
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	該当しない
副次危険性	該当しない
容器等級	該当しない

航空輸送（ICAO/IATA の規定に従う）

国連番号	該当しない
品名（国連輸送名）	該当しない
国連分類（輸送における危険有害性クラス）	該当しない
副次危険性	該当しない
容器等級	該当しない

### 海洋汚染物質

非該当

### MARPOL73/78 附属書 II 及び IBC コードによるばら積み輸送される液体物質

非該当

### 輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策：

容器が破損しないように丁寧に扱う。また、落下、損傷のないように積み込み荷崩れ防止を確実に行うこと。水漏れを防止する。

### 国内規制

陸上規制情報	毒物及び劇物取締法、消防法、道路法に従う。
海上規制情報	該当しない
航空規制情報	該当しない

---

## 15 適用法令

---

## 該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報

化学物質排出把握管理促進法	<p>第1種指定化学物質（管理番号31、アンチモン及びその化合物（アンチモンとして）（1質量%以上を含有する製品））</p> <p>第1種指定化学物質、特定第1種指定化学物質（管理番号332、砒素及びその無機化合物）（0.1質量%（砒素として）以上を含有する製品）</p> <p>第1種指定化学物質（管理番号697、鉛）（2023年3月31日まで）</p> <p>特定第1種指定化学物質（管理番号697、鉛）（2023年4月1日以降）</p>
労働安全衛生法	<p>作業環境評価基準（三酸化二アンチモン、鉛及びその化合物、アルシン及び砒化ガリウムを除く。）</p> <p>名称等を通知すべき危険物及び有害物（アンチモン及びその化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその無機化合物）（0.1重量%以上を含有する製剤その他の物）</p> <p>特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（三酸化二アンチモン）（含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。）</p> <p>特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者（三酸化二アンチモン）（含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。）</p> <p>名称等を表示すべき危険物及び有害物（アンチモン及びその化合物、砒素及びその化合物、鉛及びその無機化合物）（0.1重量%以上を含有する製剤その他の物。運搬・貯蔵中に固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物であって、令別表第一に掲げる危険物、可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物並びに皮膚に対して腐食の危険を生じるものでないものを除く。）</p> <p>特定化学物質第2類物質、管理第2類物質（三酸化二アンチモン）（含有する製剤その他の物。ただし、含有量が1重量%以下のものを除く。）</p> <p>鉛（鉛）規定された鉛業務</p>
毒物及び劇物取締法	劇物（アンチモン化合物及びこれを含有する製剤）（原体）
<b>その他の適用される法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報</b>	
労働基準法	疾病化学物質（アンチモン及びその化合物、砒素及びその化合物（砒化水素を除く）、鉛及びその化合物（四アルキル鉛化合物を除く。)) 合金を含む。）
消防法	貯蔵等の届出を要する物質
道路法	車両の通行の制限
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質（アンチモン及びその化合物）（排気）
	有害大気汚染物質、優先取組物質（ヒ素及びその化合物）（排気）

水質汚濁防止法	排出規制物質（有害物質）（鉛及びその化合物）（排気） 指定物質（アンチモン及びその化合物） 有害物質（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物）
下水道法 水道法	水質基準物質（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物） 有害物質、水質基準（ヒ素及びその化合物、鉛及びその化合物）
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項（ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物）
じん肺法 土壌汚染対策法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業（鉛）（粉じん） 特定有害物質（砒素及びその化合物、鉛及びその化合物）

---

## 16 その他の情報

---

### 参考文献

NITE GHS 分類結果一覧（2022）

日本産業衛生学会（2021）許容濃度等の勧告

ACGIH, American Conference of Governmental Industrial Hygienists (2022) TLVs and BEIs.

【注意】本 SDS は、JIS Z 7253:2019 に準拠し、作成時における入手可能な製品情報、有害性情報に基づいて作成していますが、必ずしも十分ではない可能性がありますので、取扱いにはご注意ください。本 SDS の記載内容については、新しい知見等がある場合には必要に応じて変更してください。また、注意事項等は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には用途・条件に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。